

令和6年第2回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 属 資 料

(6 月 13 日 提 案 分)

健 康 医 療 局

目 次

ページ

- 1 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学定款 新旧対照表…………… 1
- 2 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の徴収する料金の上限 新旧対照表…………… 2

1 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学定款 新旧対照表

変 更 後	現 行
第1条～第18条 (略) (議決事項) 第19条 次に掲げる事項は役員会の議を経なければならない。 (1) 中期目標についての意見(法第78条第3項の規定により法人が知事に対し述べる意見をいう。以下同じ。) _____ _____に関する事項 (2)～(8) (略) 第20条～第22条 (略) (審議事項) 第23条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 中期目標についての意見_____に関する事項のうち、法人の経営に関するもの (2)～(7) (略) 第24条～第26条 (略) (審議事項) 第27条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 中期目標についての意見_____に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの (2)～(9) (略) 第28条～第32条 (略)	第1条～第18条 (略) (議決事項) 第19条 次に掲げる事項は役員会の議を経なければならない。 (1) 中期目標についての意見(法第78条第3項の規定により法人が知事に対し述べる意見をいう。以下同じ。) <u>及び年度計画(法第27条第1項の規定により法人が定める計画をいう。以下同じ。)</u>に関する事項 (2)～(8) (略) 第20条～第22条 (略) (審議事項) 第23条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 中期目標についての意見<u>及び年度計画</u>に関する事項のうち、法人の経営に関するもの (2)～(7) (略) 第24条～第26条 (略) (審議事項) 第27条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 中期目標についての意見<u>及び年度計画</u>に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの (2)～(9) (略) 第28条～第32条 (略)

2 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の徴収する料金の上限 新旧対照表

変 更 後						現 行					
1 学部及び大学院の学生等から徴収する料金の上限						1 学部及び大学院の学生等から徴収する料金の上限					
区分	入学検 定料	入学料		授業料、 研究料、 履修料又 は研修料	証明書 交付手 数料	区分	入学検 定料	入学料		授業料、 研究料、 履修料又 は研修料	証明書 交付手 数料
		神 奈 川 県 内 に 住 所 を 有 す る 者 で 規 則 で 定 め る も の	そ の 他 の 者					神 奈 川 県 内 に 住 所 を 有 す る 者 で 規 則 で 定 め る も の	そ の 他 の 者		
学部 の 学 生	(略)	<u>14万</u> 1,000円	<u>28万</u> 2,000円	(略)	(略)	学部 の 学 生	(略)	<u>28万</u> 2,000円	<u>56万</u> 4,000円	(略)	(略)
大学 院 の 学 生	(略)	<u>14万</u> 1,000円	<u>28万</u> 2,000円	(略)	(略)	大学 院 の 学 生	(略)	<u>28万</u> 2,000円	<u>56万</u> 4,000円	(略)	(略)
研究生～特別聴講学生 (略)						研究生～特別聴講学生 (略)					
2～4 (略)						2～4 (略)					
5 適用時期 この料金の上限額は、 <u>地方独立行政法人法</u> (平成15年法律第118号)第23条第1項の規 定による知事の認可の日から適用する。						5 適用時期 この料金の上限額は、 <u>平成31年10月1日</u> から適用する。					